

高松地方裁判所委員会（第45回）議事概要

1 日 時

令和4年11月30日（水）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）黒野功久、小早川龍司、近道暁郎、柴田潤子、細川充、山田明広（五十音順、敬称略）

（事務担当者）白神事務局長、村瀬総務課長、山形総務課課長補佐

（説明者）高松地方裁判所民事部 玉岡特例判事補、中本主任書記官、北村主任書記官（補助者）、野藤主任書記官（補助者）

（オブザーバー）二宮民事首席書記官、水関刑事首席書記官

4 議 事（■委員長、○説明者以外の委員、●説明者、◆オブザーバー）

(1) 「民事非訟事件手続のIT化」に関する説明

高松地方裁判所民事部玉岡特例判事補及び中本主任書記官から、民事執行、倒産などの非訟事件の手続の概要や各事件におけるIT化の検討状況等について説明をした。

(2) 意見交換

■ 説明させていただいた非訟事件手続及び各事件におけるIT化についてご質問がございましたら、お願いします。意見交換の中でご質問いただいても構いません。

○ 非訟事件は、刑事事件を含め裁判所全体の業務においてどれくらいのウェイトがあるのか(①)。

日本は、IT化が遅れていてIT化をしなければと言われているが、分野によっては立ち止まって考えた方がいいものもあると考えているが、どうか(②)。例えば、利便性を上げると利用は増え、かえって人が必要になったりすることもあると思う。

- ①については、高松地裁本庁民事部には、裁判官5名が所属しているが、5名全員が訴訟事件だけでなく非訟事件も担当しており、訴訟事件と同じく重要なウェイトを占めている事件類型と考えている。個人的な肌感覚としても、ほぼ毎日非訟事件の申立ての審査等を行っている。書記官及び事務官についても、不動産競売、債権執行・保全、破産・再生、と専門的に対応する部署があり、各部署もそれなりの人員で対応している。
- ①について、書記官として、過去の私の経験を踏まえると、訴訟に近いぐらいのウェイトを占めているという肌感覚である。
- ②について、重要なお指摘と思う。例えば、IT化を進めると、一方でIT化についていけない人が出てくるかもしれない、そういった方への配慮は欠かせない。その配慮を常に念頭においてシステムを考えていく必要があると考えている。

人員体制は、IT化の状況だけでなく、様々な事情を考慮して決めていくべきものと思われる。

- 委員の皆様が携わっている分野で、IT化によってかえって負担やコストが増えているなどといったことがあればお聞きしたい。
- 大学について言えば、教育現場では、ウェブ授業は浸透してきているが、どちらかというと対面授業に戻ってきている。教育現場では、IT化は進めざるを得ないが、対面授業でないと期待したほど教育効果が出ないという問題が出てきており、ハイブリッドの形で進んでいくのかなと思う。

IT化を進めるにあたっては、一般的に、かえって仕事が増えてきているという話も聴く。IT化によって、裁判所も利便性が高まり、事務量が減るのか聞きたい(①)。また、現在、裁判所は外部との連絡にメールを使っていないという印象があるが、今後は裁判所もメールを活用するのであれば、誤送信に留意しなければならないと思う(②)。

また、ウェブ会議のアプリはどこのものを使うのか決まっているのか聞きたい(③)。

説明を聞いて、裁判所はIT弱者への配慮をされているという印象を持った。

- ◆ 個人的には、①については、郵便による送付からシステムによる送付になると、事務の省力化になると考えている。②については、メールであれば、拡散のおそれがあるので、誤送信は特に気をつけなければならないと考えている。
- ◆ 事務の合理化・効率化は、IT化を見据えて高松全庁を上げてどういうところが合理化できるのか、検討しているところである。IT化によって、かえって繁忙になることがないようにという視点を持って、様々な分野でどこを省力化するのか、効果を失うことなく合理化できるかを検討している。このような状況が継続され、IT化された事務がスリム化した形で完成されるものと考えている。
- ③につき、民事訴訟においては、MicrosoftのTeamsを利用している。非訟事件について、何を使うかはまだ明確に決まっていないと思う。
- 弁護士としては、利用する側であり、非訟事件手続のIT化に興味を持っている。IT化は国民の利便性の向上が目的と考えており、それになう手続が必要と考えている。若い人はスマホを持っているが、IT弱者はどうすればよいかという問題はあると思う。弁護士もスキルアップしたり、代理人がつかない事件には、裁判所の方でどうやってその人たちを救っていくのかという問題があり、それがかなうとうまくいくと思う。

執行文を添付しなくてよいなどの利便性を活かす傍ら、IT弱者を切り捨てないように進めていかなければならない。

- 当事者本人については、オンライン申立てを必ずしも義務づけることとはされていないが、IT化ツールの利用についていけない方について配慮は必要である。システム上にAIチャットボットなどを設けて質問に答えてもらう方法を導入したり、職員でどのように教示するのか検討したりしていく必要があると個人的には考えている。
- 刑事における没収保全や追徴保全との関係はどうなるのだろうかと思った。

刑事手続においてもIT化は現在議論されており、総論的にはすばらしいと思うが、個別적으로는、セキュリティの問題以外に手続がどのように電子化されるか、例えば、電子の文書を受け取った裁判官及び書記官が全ての記録をPDFで確認するときに利便性

が低くなり、結局、紙に打ち出すことになりかねなく、職員側の使い勝手、例えば付箋機能をつけるなど、そのあたりの議論を聞きたい(①)。

刑事ではどうしても取調べ等、対面の手続が残らざるを得ないが、極論すれば、非訟事件は全て電子でできるので、事件によっては、職員が裁判所という建物にいなくても最初から最後まで処理できると思われ、組織論的にも議論が出てくるのではないかと興味を持っている(②)。

● ①について、非訟事件においては、紙のボリュームが少ない事件記録もあるが、必ずしも全てそうではなく、そのようなとき、電子になるとどうなるのか関心は持っている。一つの方法として、ディスプレイをより大型のものにしたり複数整備していただければ電子記録でも見やすくなると思う。個人的には、これから、データ化が進む中で、なるべく印刷せずに仕事をしていければと思うので、そのためにも、ツールの活用が必要だと思う。

● ①について、今使っているパソコンの画面は小さいので、今後はより大きいディスプレイが整備されるだろうというイメージを持っている。また、付箋をつける、マーカーをつけるなどの機能が実装されたらよいと思う。我々も機能について希望を上げながら、紙で印刷しなくてよいシステムになればと考えている。

○ ②について、ご指摘のとおり、刑事事件は対面の部分が残ると考えている。

対面・非対面は事件によるところがあり、これまでも非訟事件については必要なものは審尋するなど対面で行うものもあるし、そうでなければ書面審査もウェイトを占めてきたと思う。

裁判所としては、感覚として、非訟事件は裁判官が中心というより、書記官や事務官を中心に事務の合理化・効率化を図ってきたところがあり、IT化もその延長で活用していければと思う。

また、働き方の変化は、今後のシステム次第だが、ご指摘はその通りだと思う。

■ これまでの議論を踏まえてご意見をいただきたい。

○ 申立てについては、インターネットで「高松地裁」と入力するとページが開いて申立

て画面に入れるというイメージか。

- どのようなシステムを構築するかは今後検討されるところであるが、インターネットで専用のページにアクセスして申立てをするのではないかと考えている。現在、いくつかの裁判所で訴訟書類の電子提出の運用をしており、この運用では、「m i n t s」というシステムにインターネット上でログインして手続することになっているので、非訟事件のオンライン申立ても同じようになると考えている。

- これまで紙での保存をしてきたと思うが、記録をどのように後世に残すのか (①)。専門の先生に、保存方法として、一番よいのは石碑だと言われたことがある。2000年はもつと。次は紙、その次はフィルム、その次はデータである。デジタルは経年劣化するので更新が必要であり、更新コストがかかってくる。新聞社はこれに困っている。

また、国民は電子化に不安感があると思われる。裁判資料は重要なものであり、改ざんされないかなどの心配があると思われ、セキュリティに対する信頼性を打ち出す必要があると考えている (②)。例えば、水泳の全国大会では、記録が自動的にデジタルで表示され、審判がそれを確定すると記者がデジタルで手に入れ、流せるようになっているが、地方のスポーツ大会では、会場から結果がファックスできて、それを記者が手打ちして、元原稿と読み合わせて原稿にしている。このため、全国の新聞社共同で現場に記録をデータ入力してもらおうシステムが作れないか、検討しているが、「アカウント」という用語の理解から始めなくてはならない状況である。このようにIT化を進める側と一般社会のギャップは大きいと、進める側は思っておいた方がよい。データの場合は、途中で誰かに操作されると意味がなく、セキュリティの信頼性のプッシュは必要である。

- ②について、国民の皆様が懸念されているのはセキュリティの問題であると思うし、裁判所にとっても一番大きい問題であると考えている。裁判所にも専門家の職員がおり、この職員を交えて検討していくことになると思う。また、利用者が抱くハードルを具体的にどのように解決するか考えを持ち合わせていないが、粘り強く説明してIT化を進めていくのだろうと思っている。

- ◆ ①について、紙であれば保管場所が必要となるが、電子データになれば、スペースが

必要なくなるメリットがあると考えている。電子データの場合に更新が必要という認識がなかったので、参考になった。

■ 電子データは永久と考えていた。どのように保存するかはまだまだ考える必要があり、紙であれば1000年でも保存できるというのに比べてどうかというご指摘も参考になった。

○ IT化は利便性が高まりメリットがあると考えている。IT弱者のことを考えてIT化を進めるという裁判所の姿勢は積極的に支持したい。

○ IT化により利便性が高まることに間違いはない。民事訴訟の弁論準備手続においては、便利に使っている。しかし、実際に使ってみるとTeamsが動かないなど、やってみるとトラブルもあるので、そのような部分は解決していかなければならない。

日弁連としても、IT化について、国民一般に協力すべきではないかという議論は続いており、弁護士会も支援していきたいという考えはある。

■ 本日は貴重なご指摘・ご意見をありがとうございます。

非訟事件のIT化におけるシステムは現在も検討中であり、法制審議会で中間試案が出され、パブリックコメントの手続を経て、法律案として来年中に国会に提出できたらというところです。IT化では、まず法改正を待たずにできる部分からして、その後法改正を行い、そしてシステムを完成させるという流れです。民事訴訟より少し後ではありますが、家事の手続も同様の流れでIT化を実現していく流れとなっています。

本日いただいたご指摘、ご意見については、これから具体的な検討をしていくという前提で説明させていただきました。今までの事務の流れを変える必要がある部分もあると思いますが、それも検討中であることをお伝えさせていただければと思います。

○ このような全体的なことをするときには、最初はまず、問い合わせがあり、3倍くらい業務が増えるのが常である。導入をスムーズにする上でもそこへの対応は必要である。

■ 本日は、活発な意見交換を行っていただき、ありがとうございました。いただいた貴重なご意見については、今後の裁判所における取組に役立てたいと思います。

5 次回の予定

令和5年5月16日（火）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「身近な裁判所としての簡易裁判所」